

障害年金・特別障害者手当について教えて

障害年金について

●障害年金とは

傷病によって障害状態になった場合、障害の程度と一定の要件によって、障害年金を受給できます。障害年金には①国民年金の障害基礎年金 ②厚生年金の障害厚生年金 ③共済年金の障害共済年金の3種類があり、窓口は、①は区役所 ②は年金事務所 ③は共済組合となります。

初診日に加入していた年金	障害年金の区分	年金支給額(2018年度の場合)
国民年金	障害基礎年金1級	779,300円×1.25+子の加算
	障害基礎年金2級	779,300円+子の加算
厚生(共済)年金	障害厚生(共済)年金1級	報酬比例年金額×1.25倍 +配偶者加算額(224,300円)
	障害厚生(共済)年金2級	報酬比例年金額 +配偶者加算額(224,300円)
	障害厚生(共済)年金3級	最低保障年金額(584,500円)

※障害厚生(共済)年金の1・2級は障害基礎年金が加算されます。
※金額は変動する可能性があります。

●申請の要件は

1. 障害の原因となった傷病の初診日(初めて医師の診察を受けた日)から1年6カ月経過していることが原則です。
2. 初診日の時点で公的年金に加入し、前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないことなど。
3. 障害の程度が一定の基準以上の状態にあること。

障害等級	障害の程度
1級	日常生活が他人の助けを借りないとできない状態
2級	日常生活もかなり難しく、働くことができない状態
3級	日常生活に支障があり、労働にも制限が必要な状態

※3級は障害厚生(共済)年金のみ

●障害年金の申請手続きは

1. 障害年金の手続きにはいろいろな情報が必要です。提出後に間違いを訂正するのは大変ですので、あらかじめ障害年金の手続きについてきちんと相談してアドバイスを受け手続きするとよいでしょう。相談には年金事務所、区役所の年金相談窓口、年金相談センター、社会保険労務士に相談、インターネットの情報も参考になります。就業歴、年金手帳などの書類、受診歴、病状の経過などのメモを持っていくとよいでしょう。
2. 初診日に該当した医療機関の「初診日証明書」、認知症の主治医の「診断書」が必要です。医師には病状だけでなく、日常生活で単身を想定して困ること、できないことなどの状態を伝えましょう。診断書は精神・神経障害の診断または治療に従事している医師であれば記入可能です。
3. 所定の「申立書」は、診断書をもらってから書くとよいでしょう。病気の治療経過や日常生活状況を書き添えることで審査の参考になります。その際、診断書などに書かれている日付との不一致がないか気をつけましょう。提出する前に、書類はコピーして保存しておくともよいでしょう。
4. 審査結果の通知まで数カ月かかります。障害年金は非課税扱いです。偶数月毎に指定金融機関の口座に振り込まれます。

●街角の年金相談センター札幌駅前 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1 札幌時計台ビル4階 Tel 011-221-2250
●街角の年金相談センター麻生 〒001-0038 札幌市北区北38条西4丁目 Tel 011-708-7087

●国民年金保険料の免除

障害年金1・2級の受給者については、「国民年金」の保険料が法定免除されますので、年金証書と印鑑を持参して年金事務所免除申請の手続きをしましょう。

60歳、65歳になったら忘れずにチェックしましょう!

本人または配偶者が満60歳、65歳になると、年金や医療保険等の変更が必要となる場合があります。ほとんどの場合は自己申請なので、時期を逸して不利益にならないようあらかじめチェックしておきましょう。

●年金受給について

1. 国民年金・厚生年金の受給権者が満60歳に達すると老齢基礎年金の受給開始年齢に達する前に老齢基礎年金の繰り上げ支給を申請することができます。しかし、繰り上げをしてしまうと「障害年金」の請求ができないことがあるので注意が必要です。もし現在、認知症と診断されていて障害年金を受給する必要がある場合でもその後症状が進行して必要になる場合を想定して慎重に判断しましょう。
なお、障害年金の請求は、原則初診日が65歳誕生日の2日前までにあることが要件です。請求自体は65歳過ぎても行えますが、その初診日から1年6ヶ月が経過した時点において障害認定基準が該当する障害状況にあることが前提です。また、65歳以降に初診日があつて65歳以上70歳未満の厚生年金被保険者であれば障害厚生年金のみ受給できる場合があります。
2. 「障害年金」受給者が満60歳に達した時点で、「障害年金」を継続するか、「国民年金」「厚生年金」等有利な方を選択することができます。「障害厚生年金」の3級以外はほとんどの方は「障害年金」の方が有利ですが、双方の支給額を確認しましょう。
3. 障害年金1・2級の受給者が満65歳時点で、老齢厚生(退職共済)年金の受給権者である場合、障害基礎年金と老齢厚生(退職共済)年金を併給する選択ができます。受給者にとって有利な選択をしましょう。

●後期高齢者医療保険の加入について

65歳に達した認知症の人に一定の障害がある場合、区役所の窓口申請すると後期高齢者医療保険に加入することができ、医療費負担は1割になる場合があります。自立支援精神通院医療と違い保険による全ての医療が該当します。申請しなければ適用になりませんので、65歳になりましたら該当する方は区役所の窓口へご相談ください。

一定の障害がある人…精神障害者手帳1、2級、障害年金1、2級、身体障害者手帳1～3級、4級の一部、または療育手帳A判定の方

●介護保険料の納付について

65歳に達すると、原則、個人の年金から介護保険料が天引きとなります。しばらくの間は納入通知書等で支払い、その後年金からの天引きに自動的に切り替わります。年金天引きの要件に該当しない方は場合は引き続き、納入通知書等で支払うことになります。